

平 18. 6. 2
総 46 - 8
基礎小 55-8

参 考 資 料

近年の答申における消費課税 (個別間接税)に関する主な指摘事項

※ 本資料は、今後の審議に供するため、近年の答申において消費課税（個別間接税）に関し指摘された主な事項を、便宜、事務局において項目毎に整序したものである。（なお、指摘事項の詳細は、答申本体を参照されたい。）

（注）本資料における各答申の表記については、次のとおり略称している。

- ・「あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成 14 年 6 月）」…【基本方針】
- ・「少子・高齢社会における税制のあり方（平成 15 年 6 月）」…【少子化答申】
- ・「平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）」…【17 年度答申】
- ・「平成 18 年度の税制改正に関する答申（平成 17 年 11 月）」…【18 年度答申】

	○ 現行の自動車関係諸税は税目が多く複雑であるとの指摘もあり、自動車に係る税体系のあり方は今後の検討課題である。【基本方針】
Ⅲ 地球温暖化問題への対応	○ いわゆる「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになるため、国民の理解と協力が不可欠である。【基本方針・少子化答申・17年度答申】 ○ 公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能に照らして考えた場合、特定の政策目的に税制を活用することや政策目的が実現されるにつれて税収が逡減していくという性質を有するものは「課徴金」ではないかという意見もあり、こうした基本的な点について、今後、十分な議論をしていく必要がある。【少子化答申】 ○ 環境税の役割としては、本来、価格インセンティブを通じた排出抑制効果を重視すべきであろう。他方、追加的な温暖化対策の財源確保により重点をおいて環境税を活用することについては、既存の温暖化対策予算との関係、税収の使途を特定することの是非を慎重に検討する必要がある。【17年度答申】 ○ 環境負荷の原因者に追加的な負担を求めることによって生じる税収を地球温暖化対策などの環境対策のために用いるべきか否かの問題がある。一般財源にするか、目的税又は特定財源にするかについては、税の基本的な考え方に沿って検討する必要がある。【少子化答申】 ○ いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。【17年度答申・18年度答申】 ○ 現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。【18年度答申】